

1 選択式

基本編

労働基準法

[問 1] 次の文中の の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 労働基準法で「労働者」とは、 A を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。
- 2 労働者及び使用者は、 B を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。
- 3 労働基準法は労働条件の最低基準を定めたものであり、この最低基準が標準とならないように、同法は、この最低基準を理由として労働条件を低下させることを禁止し、その向上を図るように努めることを C に義務づけている。
- 4 労働基準法の規定による D の請求権を2年間行使しない場合は、時効によって消滅する。
- 5 E は、独立して賃金を請求することができる。親権者又は後見人は、 E の賃金を代わって受け取ってはならない。

選択肢

- | | | |
|---------------------------------|------------|----------|
| ① 労働協約，就業規則及び労使協定 | ② 退職手当 | ③ 業務の種類 |
| ④ 満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者 | | |
| ⑤ 使用者，労働組合又は労働者の過半数を代表する者 | ⑥ 災害補償 | |
| ⑦ 法令，労働協約及び就業規則 | ⑧ 未成年者 | ⑨ 使用者 |
| ⑩ 満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童 | | |
| ⑪ 法令，労働協約及び労働契約 | ⑫ 事業の種類 | ⑬ 名称のいかん |
| ⑭ 使用者及び労働者 | ⑮ 解雇予告手当 | ⑯ 職業の種類 |
| ⑰ 労働協約，就業規則及び労働契約 | ⑱ 労働保険料の還付 | |
| ⑲ 満18歳に満たない者 | ⑳ 労働関係の当事者 | |

1 択一式

基本編

労働基準法

[問 3] 労働基準法に定める賃金等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 実物給与に関しては、労働者から代金を徴収するものは原則として賃金ではないが、その徴収金額が実際費用の 3 分の 1 以下であるときは、徴収金額と実際費用の 3 分の 1 との差額部分については、賃金とみなすこととされている。
- B 使用者は、法定労働時間を超えて労働させた時間が 1 カ月につき 60 時間を超えた場合は、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 5 割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないが、常時 10 人未満の労働者を使用する事業場に限り、平成 35 年 3 月 31 日までの間は、2 割 5 分以上の割増賃金を支払えばよいこととされている。
- C 賃金は、毎月一定期日に支払わなければならないが、週給の支払日を「毎週金曜日」、月給の支払日を「毎月第 4 金曜日」等と定めることは差し支えない。
- D 使用者は、労働契約の締結に際し、「賃金（退職手当及び臨時に支払われる賃金を除く。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項」については、①書面を交付すること、②ファクシミリを利用してする送信の方法、③電子メール等の送信の方法のうち、その選択したいずれかの方法により、明示しなければならない。
- E 労使協定により、賃金の一部を控除する場合、控除する額の総額は、一賃金支払期における賃金総額の 10 分の 1 を超えてはならないものとされている。

1 選択式

基本編

労働基準法

【問 1】

- A : ⑯ 職業の種類 法 9 条 P2
 B : ⑰ 労働協約, 就業規則及び労働契約 法 2 条 2 項 P16
 C : ⑳ 労働関係の当事者 法 1 条 2 項 P14
 D : ⑥ 災害補償 法 115 条 P239
 E : ⑧ 未成年者 法 59 条 P80

コメント

問題文 1 に関し, 労働基準法においては, 「職業の種類」, 「事業の種類」, 「業務の種類」を次のように使い分けている。法 9 条 (労働者の定義) では, 「職業の種類」と用いている。

職業の種類	事業の種類	業務の種類
・法 9 条 (労働者の定義)	・法 41 条 (管理監督者等)	・法 22 条 (退職時の証明)

問題文 2 に関し, 「⑰労働協約, 就業規則及び労働契約」の遵守について労働基準法では, 労働者及び使用者の双方に対して義務を課しているが, 当該遵守義務違反については, 他の条項に違反しない限り, 直接の罰則の定めはない。

問題文 3 の「⑳労働関係の当事者」は, 使用者及び労働者のほかに, 使用者団体や労働組合を含むものであり, 労働基準法においては, 法 1 条 2 項においてのみ用いられる用語である。

問題文 4 に関し, 労働基準法における時効を整理すると, 次表のとおり。

時効の期間	請求権
2 年間	賃金 (退職手当を除く), 災害補償その他の請求権
5 年間	退職手当の請求権

問題文 5 に関し, 「親権者又は後見人」と用いる場合, 対象は「⑧未成年者」となる。労働基準法において「未成年者」と用いるのは, 次の場合である。

法 58 条	未成年者の労働契約
法 59 条	賃金の請求及び受取り (未成年者の賃金の受取り)
法 72 条	未成年者である職業訓練生の年次有給休暇 (最低付与日数 12 労働日)

1 択一式 **基本編**
労働基準法
【問 3】 正解 A
A (○) 法 11 条, S. 22 基収 452 号 P63。

そのとおり正しい。事例を示すと次頁のとおり。なお、現物給与を賃金又は報酬として扱うかどうかの基準は、労働基準法では、労働者から徴収する金額が、「実際費用の 3 分の 1 以上」であるかどうかを基準となるが、健康保険法及び厚生年金保険法では、被保険者から徴収する金額が、「標準価額の 3 分の 2 以上」であるかどうかを基準となる。

B (×) **19 改 法 37 条 1 項, 法附則 138 条 P91。**

「常時 10 人未満の労働者を使用する事業場」を「中小事業主の事業」に置き換えると正しい内容となる。「中小事業主の事業」については、平成 35 年 3 月 31 日までの間は、本肢の取扱い（1 カ月につき 60 時間を超える時間外労働に係る 5 割以上の割増率）は適用されない。なお、この中小事業主の事業は、①資本金の額又は出資の総額、又は②常時使用する労働者の数が次のいずれかに該当する事業である。

業 種	①資本金の額又は出資の総額		②常時使用する労働者の数
小売業	5,000 万円以下	又 は	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下		100 人以下
卸売業	1 億円以下		100 人以下
その他	3 億円以下		300 人以下

C (×) 法 24 条 2 項 P74。

本肢後半の月給の支払日を「毎月第 4 金曜日」と定めることは違法である。「毎月第 4 金曜日」と定めた場合は、次の図解のように月 7 日の範囲で期日が変動することになり、許されないものとされている。なお、週給の支払日を「毎週金曜日」と定めることは適法である。

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						



第 4 金曜日 = 22 日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					



第 4 金曜日 = 28 日

D (×) **19改** 法 15 条 1 項, 則 5 条 P34。

本肢の明示事項は、原則として、①書面を交付することにより明示しなければならない。ただし、労働者が希望した場合は、②ファクシミリを利用してする送信の方法、又は③電子メール等の送信の方法により、明示することができるものとされている。

E (×) 法 24 条 1 項, S.63 基発 150 号 P75。

賃金の一部控除については、控除される金額が賃金の一部である限り、控除額についての限度は設けられていない。本肢の限度額は、減給の制裁を行う場合における、法 91 条（制裁規定の制限）による限度額である。

設問肢アの事例：食事を現物給与として支給する場合

<労働基準法>

実物給与に関しては、労働者から代金を徴収するものは、原則として賃金ではないが、徴収金額が実際費用の 3 分の 1 以下であるときは、徴収金額と実際費用の 3 分の 1 との差額部分については、賃金とみなされる。

【事例】：現物給与として支給される食事の 1 食当たりの実際費用（経費）→ 450 円

※：実際費用（450 円）の 3 分の 1 → 150 円

① 本人から 150 円徴収 ⇒ 0 円

② 本人から 100 円徴収 ⇒ 150 円 - 100 円 = 50 円 が賃金とみなされる。

↳ 実際費用の 3 分の 1 と徴収金額との差額

<健康保険法・厚生年金保険法>

食事については、都道府県ごとの標準価額に従い換算するが、被保険者から標準価額の3分の2以上を徴収しているときは、食事の支給はなかったとして報酬に含めない。ただし、徴収金額が3分の2未満のときは、標準価額から徴収額を差し引いた額を報酬とする。

【事例】：現物給与として支給される食事について、厚生労働大臣が定めているF県の1

人1カ月当たりの標準価額→20,700円

※：標準価額（20,700円）の3分の2→13,800円

① 本人から15,000円徴収 ⇒ 0円

② 本人から10,000円徴収 ⇒ $20,700円 - 10,000円 = 10,700円$ が報酬とみなされる。

↳標準価額から徴収額を差し引いた額